

宇治市公報

宇治市宇治琵琶33
 発行 宇治市
 総務・市民協働部
 総務課
 電話 22-3141番
 印刷 宇治市五ヶ庄北ノ庄17-7
 株T-Flap

目次

告 示

- 告示第72号 令和8年6月宇治市議会定例会の招集
 (財政課) ...2

公 告

- 公告第41号 地域農業経営基盤強化促進計画の変更案の縦覧
 (農林茶業課) ...2
- 公告第44号 予防接種の実施 (保健推進課) ...2

教 育 委 員 会

- 告示第4号の2 公印の新調10

正 誤

- 2026年（令和8年）4月24日付け宇治市公報第2572号
11

告 示

宇治市告示第72号

令和8年6月宇治市議会定例会の招集について
地方自治法(昭和22年法律第67号)第101条及び第102条の規定により、令和8年6月宇治市議会定例会を次のとおり招集します。

令和8年6月9日
宇治市長 松村 淳子

- 1 期 日 令和8年6月16日
- 2 場 所 宇治市議場

(揭示済)

公 告

宇治市公告第41号

地域農業経営基盤強化促進計画の変更案の縦覧について
農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第19条第5項の規定により、地域農業経営基盤強化促進計画の変更案を作成したので、同条第7項の規定により、次のとおり公告し、当該地域農業経営基盤強化促進計画の変更案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該地域農業経営基盤強化促進計画の変更案について、縦覧期間満了の日までに宇治市に意見書を提出することができます。

令和8年6月12日

宇治市長 松村 淳子

- 1 地域農業経営基盤強化促進計画の案を変更した地域
 - (1) 巨椋池地域
 - (2) 槇島既成田地域
 - (3) 宇治川右岸地域
 - (4) 白川地域
 - (5) 東笠取地域

2 縦覧場所
宇治市産業観光部農林茶業課

3 縦覧期間
令和8年6月12日から同月25日まで(土曜日及び日曜日を除く。)

(揭示済)

宇治市公告第44号

予防接種の実施について

予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第5条の規定により、令和8年度におけるA類疾病予防接種について次のとおり公告します。

令和8年6月26日

宇治市長 松村 淳子

1. 定期予防接種

種目	対象年齢※a	回数	標準的な接種方法	時期	場所	
集団接種 BCG	1歳未満 (接種推奨月齢) 生後6か月	1回	3か月児健康診査時に個別で日時を案内。実施日に来られない場合は、1歳未満の別日に接種。	推奨月	(健康やかセンター)	
ヒブ (インフルエンザ菌b型) ※1 ※2	生後2か月以上 5歳未満	(初回接種開始) 生後2か月以上7か月未満 標準年齢※b	初回	3回 各回の間は27から56日(医師が認める場合は20日)までの間隔をおいて接種。		
			追加	1回 初回(3回目)終了後、7から13か月までの間隔をおいて接種。		
		(初回接種開始) 生後7か月以上12か月未満	初回	2回 各回の間は27から56日(医師が認める場合は20日)までの間隔をおいて接種。		
			追加	1回 初回(2回目)終了後、7から13か月までの間隔をおいて接種。		
小児用肺炎球菌 (15価、20価) ※3 ※4	生後2か月以上 5歳未満	(初回接種開始) 生後2か月以上7か月未満 標準年齢※b	初回	3回 各回の間は27日以上の間隔をおいて接種(初回(3回目)までの接種は1歳未満に行う。)		
			追加	1回 生後1歳以降、初回(3回目)終了後、60日以上の間隔をおいて接種(標準として生後12から15か月までの間に行う。)		
		(初回接種開始) 生後7か月以上12月未満	初回	2回 各回の間は27日以上の間隔をおいて接種(初回(2回目)までの接種は1歳未満に行う。)		
			追加	1回 生後1歳以降、初回(2回目)終了後、60日以上の間隔をおいて接種(標準として生後12から15か月までの間に行う。)		
		(初回接種開始) 1歳以上2歳未満	2回	各回の間は60日以上の間隔をおいて接種。		
B型肝炎	1歳未満	(初回接種開始) 2歳以上5歳未満	1回			
			3回	1回目は生後2か月以降に接種。 2回目は27日以上の間隔をおいて接種。 3回目は1回目の接種から139日以上の間隔をおいて接種。		
ロタウイルス (1価)	出生6週0日後から24週0日後まで	2回	27日以上の間隔をおいて2回経口接種。			

個別接種	ルス ※5	ロタテック (5価)	出生6週0日後から32週0日後まで		3回	27日以上の間隔をおいて3回経口接種。			
	5種混合 (DPT-IPV-Hib) ※6		生後2か月以上 90か月未満	1期 (ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ・ヒブ)	初回	3回	各回の間は20から56日までの間隔をおいて接種。		
					追加	1回	初回（3回目）の終了後、6から18か月までの間隔をおいて接種。		
	3種混合 (DPT) ※7		生後2か月以上 90か月未満	1期 (ジフテリア・百日せき・破傷風)	初回	3回	各回の間は20から56日までの間隔をおいて接種。		
					追加	1回	初回（3回目）の終了後、12から18か月までの間隔をおいて接種。		
	不活化ポリオ (IPV) ※8		生後2か月以上 90か月未満		初回	3回	各回の間は20から56日までの間隔をおいて接種。		
					追加	1回	初回（3回目）の終了後、12から18か月までの間隔をおいて接種。		
	麻しん風しん混合 (MR)		生後12か月以上 24か月未満		1期	1回			
			小学校就学前の1年間		2期	1回			
	水痘		生後12か月以上36か月未満			2回	生後12から15か月に至るまでに1回目の接種を行い、6から12か月までの間隔をおいて2回目を接種。		
	日本脳炎 ※9		生後36か月以上 90か月未満 標準年齢※b		1期	初回	2回	各回の間は6から28日までの間隔をおいて接種。	
						追加	1回	初回（2回目）の終了からおおむね1年の間隔をおいて接種。	
2期					1回				
2種混合 (DT) ※10		11歳以上 13歳未満		2期 (ジフテリア・破傷風)	1回				
ヒトパピローマウイルス感染症 ^{はい} (子宮頸がん予防) ※11		小学校6年生から 高校1年生相当までの女性 (標準的な接種期間) 中学校1年生の間		(初回接種開始) 12歳となる日の属する年度の 初日から15歳に至るまでの 間		2回	1回目接種後、2回目は6か月後に接種。 ※12		
				(初回接種開始) 15歳以上		3回	1回目接種後、2回目は2か月後に接種。 3回目は初回接種から6か月後に接種。 ※13		
RSウイルス (妊婦)		妊娠28週0日から36週6日まで			妊娠ごと に1回	接種後14日以内に出生した乳児における有効性は確立していないことから、出産予定日の14日前までに接種を完了することが望ましい。			

通年

予防接種協力医療機関

※問合せ先：ヒトパピローマウイルス感染症（子宮頸がん予防）以外・・・保健推進課
ヒトパピローマウイルス感染症（子宮頸がん予防）・・・健康づくり推進課

※a対象年齢・・・法律で定められた接種年齢。

※b標準年齢・・・国が接種を奨める望ましい年齢（詳しくは親子（母子）健康手帳又は予防接種手帳をご覧ください。）

（注）対象年齢や接種期間等、決められた留意事項をお守りください。定期予防接種を対象年齢・接種期間以外で接種された場合、任意接種としての取扱いになり、自己負担になりますのでご了承ください。

※1 生後2か月以上12か月未満に初回の接種を開始した者が、初回（2回目又は3回目）の接種を終了せずに、生後12か月を超えた場合は、初回（2回目又は3回目）の接種はせず、最後の初回の接種終了後27日間（医師が認める場合は20日間）以上の間隔をおいて追加の接種をしてください。

※2 ヒブワクチンは、5種混合ワクチンに含まれています。5種混合で接種を開始された方は、接種の必要はありません。

※3 生後2か月以上7か月未満に初回の接種を開始した者が、初回（2回目）の接種が、生後12か月を超えた場合は、初回（3回目）の接種はせず、最後の初回の接種終了後60日間以上の間隔をおいて追加の接種をしてください。

※4 生後2か月以上12か月未満に初回の接種を開始した者が、初回（2回目）の接種を終了せずに、生後24か月を超えた場合は、初回（2回目）の接種はせず、最後の初回の接種終了後60日間以上の間隔をおいて追加の接種をしてください。

※5 初回接種については、生後2か月に至った日から出生14週6日後までの間を標準的な接種期間とします。また、原則として同一ワクチンを複数回（2回又は3回）接種してください。

※6 5種混合ワクチンは、4種混合とヒブを合わせたワクチンです。これから接種を開始される方は、5種混合ワクチンを接種しましょう。

※7 3種混合ワクチンは、5種混合ワクチンに含まれています。5種混合で接種を開始された方は、接種の必要はありません。

※8 不活化ポリオワクチンは5種混合ワクチンに含まれています。5種混合ワクチンで接種を開始された方は、接種の必要はありません。

※9 平成25年4月の法改正にて、日本脳炎ワクチンの差し控え期間に接種機会を逃した人（平成7年4月2日から平成19年4月1日までの間に生まれた人）は、20歳未満までの間に定期接種として、不足分の日本脳炎ワクチンを無料で接種することができます。

※10 5種混合ワクチン、4種混合ワクチン又は3種混合ワクチン接種の基礎免疫（1期）に続き、追加免疫を与えるために接種。

※11 令和8年4月1日から、サーバリックス（2価）、ガーダシル（4価）は、定期接種で用いるワクチンから除かれ、シルガード9（9価）のみ対象となります。

※12 12歳となる日の属する年度の初日から15歳に至るまでの間の女性で、1回目接種から2回目の接種間隔が5か月未満だった場合は、3回接種が必要です。

※13 初回接種が15歳以上の女性について、1回目接種後、2回目は2か月後に接種し、3回目を初回接種から6か月後に接する接種方法がとれない場合は、2回目は初回接種から1か月以上の間隔をあけて接種し、3回目は2回目から3か月以上の間隔をあけて接種してください。

※長期にわたる疾病等のために定期予防接種を受けることができなかった者に対する機会の確保について
定期予防接種の対象者であった間に、長期にわたり療養を必要とする疾病にかかったこと等の特別な事情により、定期予防接種を受けることができなかったと認められる場合、当該特別な事情がなくなった日から2年以内（上限年齢あり）に定期予防接種として接種することができます。

2. BCG実施日程

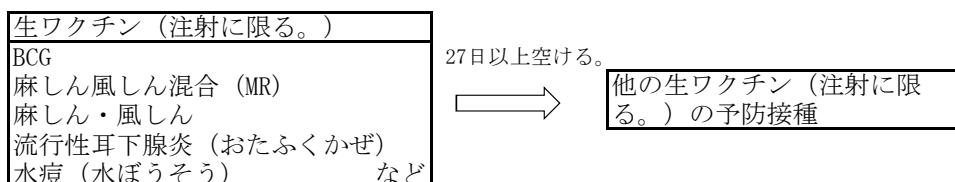
会場：健やかセンター（うじ安心館内）

受付時間：午後1時15分から午後2時25分まで

誕生年月	推奨月	日程	
令和7年10月生	令和8年4月	23日（木）	24日（金）
11月生	5月	14日（木）	15日（金）
12月生	6月	16日（火）	17日（水）
令和8年1月生	7月	9日（木）	10日（金）
2月生	8月	17日（月）	18日（火）

3. 異なる種類のワクチンの接種間隔

生ワクチン（注射に限る。）の次に他の生ワクチン（注射に限る。）を接種するときは27日以上空けます。それ以外は間隔を空ける必要はありません。



【久世郡久御山町】

医療機関名	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	*実施種目(定期)																
					ヒブ	肺炎球菌	B	ロタ	5	3	ボ	麻風	麻	風	水	日	2	HPV	RS		
おおむら医院	613-0031	佐古内屋敷61-1	0774-46-3160	0774-46-3504	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
京都岡本記念病院	613-0034	佐山西ノ口100	0774-48-5500	0774-44-7159	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
久御山南病院	613-0042	坊ノ池坊村中28	075-631-2261	075-631-2581	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
くわはら内科	613-0045	北川顔村西6-2	075-874-6222	075-874-6223	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
たえ子耳鼻咽喉科めまいクリニック	613-0032	栄4-1-51	0774-44-4133	0774-44-4171	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
田村医院	613-0034	佐山双置87	0774-41-6730	0774-41-6088	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

【京都市伏見区】

医療機関名	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	*実施種目(定期)																
					ヒブ	肺炎球菌	B	ロタ	5	3	ボ	麻風	麻	風	水	日	2	HPV	RS		
池田産婦人科医院	612-8016	伏見区桃山町養芥20-12	075-601-7276	075-601-8252	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
泉川医院	601-1337	伏見区醍醐横ノ内町42-6	075-571-8888	075-572-3591	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
磯部医院	612-8105	伏見区東奉行町1 桃山グランドハイツF	075-621-3874	075-611-6893	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
小川医院	612-8141	伏見区向島二ノ丸町36	075-601-1124	075-601-1124	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
おくだこどもクリニック	612-8436	伏見区深草新門丈町155-1	075-646-2670	075-646-2678	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
かとうべい-&キッズクリニック	601-1375	伏見区醍醐高畑町30-3 醍醐アージュビル2F	075-575-0808	075-575-0809	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
金井病院	613-0911	伏見区淀木津町612-12	075-631-1215	075-632-1574	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
金久医院	601-1432	伏見区石田内里町59-1	075-571-1923	075-575-2332	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
岸田医院	612-8141	伏見区向島二ノ丸町151-2	075-622-9021	075-622-9053	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
京都市桃陽病院	612-0833	伏見区深草大亀谷岩山町48-1	075-641-8275	075-641-8307	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
くわはらクリニック	612-8141	伏見区向島二ノ丸町151-43	075-622-2911	075-601-2095	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
小森小児科クリニック	612-8002	伏見区桃山町山ノ下32 MOMOテラス1F	075-606-7890	075-606-7891	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
武田総合病院	601-1495	伏見区石田森南町28-1	075-572-6331	075-571-8877	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
田里医院	612-8015	伏見区桃山町和泉40-1	075-611-5580	075-606-6016	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
辰巳診療所	601-1345	伏見区醍醐外山街道町21	075-571-8545	075-571-8555	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
谷口医院	612-8392	伏見区下鳥羽北ノ口町70	075-612-3111	075-612-1551	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
つくだ医院	613-0905	伏見区淀下津町47	075-632-6212	075-631-8420	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

教 育 委 員 会

宇治市教育委員会告示第4号の2

公印の新調について

宇治市立にしおぐら小学校に係る下記の公印を新調したので、宇治市教育委員会公印規則（昭和50年宇治市教育委員会規則第2号）第6条第2項の規定により告示します。

令和8年4月1日

宇治市教育委員会
教育長 木上 晴之

新調した公印

様式番号	11
名称	京都府宇治市立にしおぐら小学校印
寸法	60mm平方
使用区分	にしおぐら小学校の名をもって発する文書
管理者	にしおぐら小学校長
個数	1
印影	

様式番号	12
名称	京都府宇治市立にしおぐら小学校印
寸法	30mm平方
使用区分	にしおぐら小学校の名をもって発する文書
管理者	にしおぐら小学校長
個数	1
印影	

様式番号	13
名称	京都府宇治市立にしおぐら小学校長印
寸法	21mm平方
使用区分	にしおぐら小学校長の名をもって発する文書
管理者	にしおぐら小学校長
個数	1
印影	

様式番号	13の2
名称	京都府宇治市立にしおぐら小学校長印
寸法	21mm平方
使用区分	にしおぐら小学校長の名をもって発する文書
管理者	にしおぐら小学校長
個数	1
印影	

様式番号	15
名称	契印
寸法	だえん形
使用区分	契印用
管理者	にしおぐら小学校長
個数	1
印影	

(揭示済)

